

印西地区環境整備事業組合公告第16号

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係る経営診断業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直



1 業務内容

(1) 業務名

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係る経営診断業務委託

(2) 業務内容 (本業務の仕様書を参照のこと)

- ①各種評価
- ②各種考察
- ③サウンディング型市場調査の支援
- ④経営診断報告書の作成
- ⑤経営診断報告書の説明

(3) 履行期間

契約締結日 (令和5年6月23日の予定) の翌日から令和5年11月30日まで。

(4) 提案限度額

1,320,000円 (うち消費税及び地方消費税の額120,000円)

2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと。

3 契約方法

公募型プロポーザルの手続きにより選定された最優秀提案者との随意契約

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑥に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とします。

- ①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名

停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。

- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥本業務の公告日と同日に公告した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画サウンディング型市場調業務委託の公募型プロポーザルに参加申し込みした者。

(2) 平成25年度以降において、集客施設や商業店舗等の経営診断に関する業務の元請実績（業務が完了し引渡しが済んだものに限る）を有する者であること。

(3) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条で規定する中小企業の経営診断の業務に従事する者（以下、「中小企業診断士」という。）を直接的に雇用（採用予定者を含む）又は登録等（登録等予定者を含む）している法人であること。

(4) 2人以上の中小企業診断士を選任することができる者であること。

5 事務局（書類の提出先・連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

電話：0476-46-2734

メール：jikisisetu@inkan-jk.or.jp

担当者：川砂・金子